

掛川市告示第5号

道路法（昭和27年法律第180号）第10条第3項の規定に基づき、市道の路線を次のように廃止する。その関係図面は、平成29年2月28日から2週間掛川市役所において一般の縦覧に供する。

平成29年2月28日

掛川市長 松井三郎

市道廃止路線表

| NO | 路線名     | 起 点         | 終 点            | 重要な経過地 |
|----|---------|-------------|----------------|--------|
| 1  | 大井線     | 平島字大井327    | 平島字大井330       |        |
| 2  | 小鮎川志戸呂線 | 東山字落合1968-5 | 東山字落合1968-2    |        |
| 3  | 大渕43号線  | 大渕字藤庄6642-1 | 大渕字前浜1456-1402 |        |